

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社アジアゲートホールディングス
代表取締役社長 森 欣也

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、極力書面またはインターネットによる議決権行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討をお願い申し上げます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによる議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月29日（水曜日）午後6時00分までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年12月30日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目14番27号
国際新赤坂ビル東館13階
T K P 赤坂駅カンファレンスセンター ホール13C
(ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第76期（自2020年10月1日 至2021年9月30日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（自2020年10月1日 至2021年9月30日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件
- 第3号議案 第三者割当による新株予約権を発行する件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

1. 当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会間際の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 連結計算書類のうち連結注記表及び計算書類のうち個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス<https://www.asiagateholdings.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。また、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を同ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応>

1. 当社の対応

- ◎ 本株主総会会場においては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より減少いたします。株主様の安全を最優先に考え、ソーシャルディスタンス確保のため入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承のほどよろしくようお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用し応対させていただきます。

2. 株主様へお願い

- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス<https://www.asiagateholdings.jp>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方、体調にご不安のある方のご出席については十分ご検討ください。
- ◎ ご来場の株主様には、当日受付前に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合、入場をお断りさせていただきます。

3. 本株主総会にご出席される株主様へお願い

- ◎ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用とアルコール消毒液の利用をお願い申し上げます。
- ◎ 体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほどよろしくようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席されない方



郵送によるご行使

行使期限
2021年12月29日(水曜日)
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。



「スマート行使」によるご行使

行使期限
2021年12月29日(水曜日)
午後6時まで

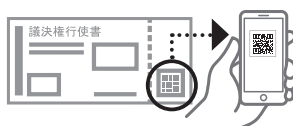
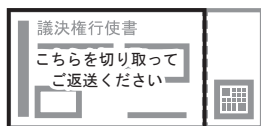
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード*」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



インターネットによるご行使

行使期限
2021年12月29日(水曜日)
午後6時まで

【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。



議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによる方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

開催日時

2021年12月30日(木曜日)
午前10時

開催場所

東京都港区赤坂二丁目14番27号
国際新赤坂ビル東館13階
T K P 赤坂駅カンファレンスセンターホール13C

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

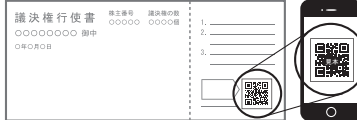
行使期限 **2021年12月29日（水曜日）午後6時まで**

（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

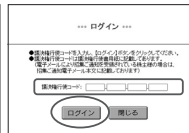
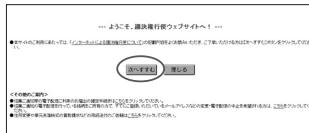
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス
- 2 ログインし、議決権行使コードの入力
- 3 パスワードの入力
- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031（9：00～21：00）

その他のご照会 ☎ 0120-782-031（平日9：00～17：00）

※証券口座に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を6億4,577万1,404株に変更するものであります。

なお、定款第6条の変更は、第2号議案ならびに第3号議案が可決され募集株式ならびに新株予約権が発行されることを停止条件として2022年1月14日に効力を発するものとします。

2. 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略 現行どおり)	第1条～第5条 (条文省略 現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億2,977万1,404株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6億4,577万1,404株</u> とする。
第7条～第35条 (条文省略 現行どおり)	第7条～第35条 (条文省略 現行どおり)

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

当社は、後述する資金需要に迅速に対応し、また、財務体質を強化することを目的として、下記の要領にて第三者割当の方法により新たに普通株式90,000,000株（以下、「本新株式」といいます。）を発行する旨、2021年12月7日開催の当社取締役会にて決議いたしました。かかる本新株式の払込金額は、会社法第199条の3項の定める特に有利な金額であると考えられますので株主の皆様にお諮りするものです。

本第2号議案の承認可決には、会社法第309条第2項及び弊社定款第15条第2項の定めに基づき、議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって決する（以下「特別決議」といいます。）であることが必要です。

本第2号議案は、第3号議案と一体の資金調達ですので、第3号議案の承認可決を効力発生の停止条件とします。

また、本第2号議案と第3号議案の双方が承認可決された場合には、25%以上の大規模な希薄化が生じます。そのため、本第2号議案は、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に基づく株主の皆様の意思確認を兼ねる趣旨がございます点、併せて説明させて頂くものです。

1. 募集の概要

＜本新株式の募集の概要＞

(1)	払込期日	2022年1月14日
(2)	募集株式の種類及び数	普通株式90,000,000株
(3)	払込金額	1株につき45円
(4)	払込金額の総額	4,050,000,000円
(5)	増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額 2,025,000,000円 増加する資本準備金の額 2,025,000,000円
(6)	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 アクセスアジア株式会社 50,000,000株 株式会社エム・クレド 40,000,000株
(7)	その他	① 本株主総会において、本第三者割当による募集株式の発行が承認されること並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ② その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループはリアルエステート事業及び不動産コンサルティング事業を主

たる事業として当社及び連結子会社5社により構成されております。近年はより成長性の高い事業領域である不動産関連事業にリソースを投下することを目的として、戦略的な選択と集中を推進し、第76期（2021年9月期）には売却対象の所有不動産10件のうち9件の売却を行い、前事業年度から事業を開始した不動産コンサルティング事業も通期で貢献し、売上高15億76百万円（前年同期売上高1億40百万円）、営業利益1億63百万円（前年同期営業利益2百万円）と堅調に推移いたしました。これらの事業活動により、当社グループの第76期（2021年9月期）連結会計年度における経営成績は、売上高68億94百万円（前期売上高24億74百万円）、営業利益3億35百万円（前期営業損失9億29百万円）、経常利益2億17百万円（前期経常損失13億4百万円）となりましたが、子会社の保有する投資有価証券評価損として10億87百万円、固定資産除売却損として14百万円、投資有価証券売却損として10百万円、子会社株式売却損として10百万円の合計11億22百万円を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失9億77百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失37億23百万円）となりました。第76期（2021年9月期）連結会計年度末の純資産合計は、当社の連結子会社が保有する投資有価証券のうち、時価が取得価額の50%を下回ったものについて、当該時価と簿価との差額を減損処理による投資有価証券評価損として1,087百万円を計上したこと等により利益剰余金が9億32百万円減少したため、前連結会計年度末に比べて4億17百万円減少し、33億76百万円となりました。また現預金は前連結会計年度末に比べて15億47百万円増加し、20億85百万円の残高となりました。

このように、第76期（2021年9月期）は、前連結会計年度と比べると業績及び財務体質が改善致しましたが、当社は、前連結会計年度には建設事業を担ってきた連結子会社でありました南野建設株式会社を2020年3月に売却し、第76期（2021年9月期）は、2021年1月にゴルフ・リゾート事業の売却を実行しており、当社グループの収益源泉となるコアビジネスの早期の確立が急務であると認識しております。売却した事業はいずれもセグメント売上の貢献は大きいものの、将来に亘り安定的な収益を継続できる可能性を考慮すると、キャッシュ・フローを確保した上で、高い収益性を持つ不動産コンサルティング事業を含む不動産事業に経営資源の集中を行うことで、早い時点での高収益の経営体質への転換が可能と考えております。

こうした、不動産事業への経営資源の集中、不動産事業を中心とした事業体制への移行といった今後の中長期的な成長に向けた新たな事業ポートフォリオを構築する方針の一環として、当社グループは2020年7月3日付で開示いたしました「事業譲受に関する契約（事業譲渡契約）の締結に関するお知らせ」のとおり、同月17日付で株式会社NSアセットマネジメント（所在地：東京都港区六本木四丁目8番7号 代表者：代表取締役 藤山 大二郎）及び株式会社N

Sリアルエステート（所在地：東京都港区六本木四丁目8番7号 代表者：代表取締役 薩摩 賢幸）から「不動産コンサルティング事業」及び「不動産売買仲介事業」を事業譲受（新設法人である株式会社AGNSアセットマネジメントにて事業譲受し、その後株式会社NSアセットマネジメント（所在地：東京都港区元赤坂一丁目5番7号 代表者：代表取締役 松沢 淳、藤山大二郎）へと商号変更）並びに、「保険代理店事業」を運営する株式会社NSインシュアランス（所在地：東京都港区元赤坂一丁目5番7号 代表者：代表取締役 松沢 淳、園部 壮登）の株式取得を致しました。株式会社NSアセットマネジメント及び株式会社NSインシュアランス（両社を総称して「NSグループ」といいます。）は空き家を活用した新たな不動産市場の形成により、個人の投資家向けに従来とは異なるアプローチで不動産に関するソリューションを提供しており、当社の不動産コンサルティング事業の基盤となっています。NSグループの取得に際しては、後述のとおり、買収後の業績に応じた条件付き対価となっており、売主に対する残代金支払の必要性が生じております。

さらに、2021年9月27日付適時開示「株式取得（持分法適用会社の取得）に関する譲渡契約締結のお知らせ」並びに2021年10月29日付適時開示「子会社の異動（持分法適用会社の子会社化）に関するお知らせ」にてお知らせの通り、NC MAX WORLD株式会社（所在地：東京都中央区銀座四丁目10番10号 代表者：代表取締役 布山 高士）（以下、「NC社」といいます。）を一時、持分法適用会社化したのちに、支配力基準により連結子会社とすることを決議いたしました。NC社は不動産売買における権利調整能力などの強みを有しており、コロナ禍においても安定的な収益実績を残しており、顧客基盤、物件情報や物件売買における権利調整のノウハウにおいても、当社のリアルエステート事業の案件開拓や物件開発におけるシナジー効果に加え、当社グループの不動産コンサルティング事業で展開する空き家物件の仲介におけるシナジー効果も期待できます。以上のことから、NC社を当社の子会社とすることが、当社の不動産事業の更なる成長と事業拡大を推進し、収益力の強化につながると考えております。引き続き、不動産事業の成長を加速し、強固な収益基盤を確立することは、当社グループの企業価値の向上ひいては既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

上記のとおり、当社はNC社の子会社化の決議を行いました。所有持分は49.0%となっております。当社は後述のとおり残株式102株（発行済株式の51%）について株式購入権（買取請求権）を有していることから、残株式の取得による完全子会社化を推し進め、不動産事業を主軸とする事業ポートフォリオを強化することを予定しております。

さらに当社は、NC社の有するノウハウを生かしながら、直接的に収益向上が見込めるリアルエステート事業を当社のコア事業と位置付け、販売を目的と

する販売用不動産を機動的に取得するための資金需要に迅速に対応することも必要であると認識しております。優良な販売用不動産を仕入れるためには、自己資本を拡充し財務の健全性を維持しつつ、手元資金を確保する必要があると判断しました。なお、第76期（2021年9月期）連結会計期間末においては2,085百万円の現預金残高を確保しておりましたが、2021年10月にNC社の株式の49%を取得する理由で使途していることから手元資金不足が生じており、新たな資金調達を行う必要性が生じております。

このような観点から、今回、資金調達の方法として、資金使途の性質や、当社の財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必要不可欠であると判断いたしました。さらには、本第三者割当を行うことによって、手元資金の充実だけではなく、有利子負債の圧縮によって財務状況の安定化と支払利息の低減が見込まれ収益性の改善が図れることや連結純資産の更なる増強が実現できるものと考えております。

当社といたしましては、既存株主の皆様への株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、不動産事業の拡充並びに有利子負債の圧縮といった目的を達成するために、本議案でご審議頂く本新株式の発行と、第3号議案でご審議頂く本新株予約権の発行の両方が承認可決される場合には、議決権比率ベースで209.98%と大規模な希薄化が生じますが、かかる資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり株主価値の向上につながるものと判断しております。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達を選択した理由

資金調達の方法としては、不動産事業の事業拡大を目的としており、資金使途の性質や、当社グループの財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社事業がなお再建途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

また、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行と比較し多大にかかることや、必要資金の調達規模と現在の当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本議案でご審議頂く本新株式の発行と、第3号議案でご審議頂く本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本

新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は、必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（本議案でご審議頂く本新株式の発行によるものと、第3号議案に基づく本新株予約権の発行後、行使された結果によるものと、併せて）

① 払込金額の総額	7,621,800,000円
(内訳)	
本新株式の発行	4,050,000,000円
本新株予約権の発行	91,800,000円
本新株予約権の行使	3,480,000,000円
② 発行諸費用の概算額	140,502,000円
③ 差引手取概算額 (①－②)	7,481,298,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行による調達額である4,050,000,000円、本新株予約権の発行価額の総額91,800,000円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額3,480,000,000円を加えた額です。
2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、有価証券届出書等関連資料の作成費用、登記免許税並びに登記費用に掛かる諸経費の合計であります。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジュールリング及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本資金調達で調達する差引手取概算額7,481,298,000円については、①子会社取得に係る株式追加取得資金（N C社）、②事業譲受及び子会社取得に係る追加資金（N Sグループ）③借入金返済資金、④不動産取得資金にそれぞれ充当する予定であります。

本第三者割当による本新株式及び新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 子会社取得に係る株式追加取得資金（N C社）	2,000	2022年2月
② 事業譲受及び子会社取得に係る追加資金（N Sグループ）	500	2022年1月
③ 借入金返済資金	504	2022年1月
④ 不動産取得資金（沖縄県4物件）	1,046	2022年1月～4月
合計	4,050	

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。
2. 今後、当社グループを取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額又は支出予定時期を変更する可能性があります。資金の使途又は金額又は支出予定時期に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本新株式の発行により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

① 子会社取得に係る株式追加取得資金（N C社）

2021年10月29日付適時開示「子会社の異動（持分法適用会社の子会社化）に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、N C社取得（49.0%）に係る取得対価は、3,062,500,000円相当の現金及び当社保有の株式並びに債権です。当社は2022年11月末日までの期間、残株式102株（発行済株式の51.0%）について株式購入権（買取請求権）を有しており、当社の意思表示によって残株式を1株あたり31,250,000円で取得が可能となっております。最終的な意思表示は、N C社の2021年12月期業績が確定する2022年2月頃を予定しております。なお株式譲渡契約において、本残代金の支払いについては当該意思表示後であっても、当社の要請に従い、最大5年間にわたって支払いを分割することができ、分割支払いとした場合に、以下の①、②の条件が未達の場合には各期の支払を減額することが可能となっております。

ア. N C社の各期の業績が経常黒字12億円を超過すること

イ. NC社の各期末純資産が16億円を超過していること

当社としても、NC社株式全株取得を行い完全子会社化することで、さらなる不動産事業に対する業績への寄与を高め、グループ経営の効率化を進めることが可能であること並びに上述の業績連動型の支払条件を総合的に判断し、当該株式購入権を行使し、残株式102株の取得を実施することといたしました。残代金の取得価額は約3,187百万円となりますが、代金の一部を自己資金及び所有する有価証券で支払う等とし、本第三者割当にて調達した資金のうち、2,000百万円についてはNC社の追加取得代金の支払いに充当することとし、万が一自己資金が不足した場合であっても、上記金額を超えて本件NC社の追加取得代金に充当することはなく、当社グループの自己資金の範囲内での抛却、乃至は保有の資産（投資有価証券等）ではなく、当社グループの自己資金の範囲内での抛却、乃至は保有の資産（投資有価証券等）の売却による代物弁済等により支払う方針としております。

② 事業譲受及び子会社取得に係る追加資金（NSグループ）

当社が子会社化したNSグループの取得に際しては、2020年7月3日付「覚書」にて売主との間において業績の達成に応じて条件付対価（以下、「アーンアウト対価」といいます。）が設定されています。アーンアウト対価は、業績の達成に応じて譲受元の元株主である元代表取締役であった個人2名（藤山大二郎氏及び薩摩賢幸氏）に対し、同氏らが有する株式会社NSアセットマネジメントの無議決権株式を計5億円にて買い取ることで支払う合意がなされています。当該アーンアウト対価は、当社子会社である株式会社NSアセットマネジメントが第三者機関評価により株主価値が10億円を超過することを条件として追加的な取得代金として500百万円の支払いを行うこととなっており、当該アーンアウト対価の支払いに際し、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元）（以下、「TFA」といいます。）に依頼し、算定書を取得しております。

当該算定に基づき、株主価値が1,977百万円と算定されており、アーンアウト対価の支払条件である10億円を超過することが確認できたことから、アーンアウト対価の支払条件に該当し、売主側との調整を終えたことから、本第三者割当にて調達した資金のうち、500百万円を当該支払いに充当することと致しました。

③ 借入金返済資金

本第三者割当により調達する資金のうち504百万円については、当社の第77期（2022年9月期）における業績予測に基づく資金繰り計画に鑑み、当社のキャッシュ・フローからの返済は困難と予測し、本第三者割当により調達する資金による返済期限が到来する下表の借入金（短期借入金残高の全額及び当該借入金の未払利息）の返済に充当いたします。なお、当該借入金の資金使途は運転資金の名目で借入しており、期日通りの返済を予定しております。ただし、本株主総会による承認が得られなかった場合には、両社協議により返済期日を延長する方針で対応する予定であります。

借入先	アクセスアジア株式会社
借入実行日	2021年11月5日
返済期日	2022年1月31日
当初借入金額	500百万円
利率	年3%
利息	4百万円
担保	当社が保有する上場有価証券
資金使途	運転資金、不動産仕入れ資金等

④ 不動産取得資金（沖縄県4物件）

当社は、不動産事業の強化のため将来的に価値が高騰することが見込まれる不動産（土地）の買取を行い、建設用地許可を取得後に戸建て建設及び販売業者に対し、販売する事業を検討しております。沖縄県は那覇市を中心に近年は年々地価が高騰しており、更なる発展を見込むことができます。このたび子会社化したNC社の土地仕入に関するネットワークを有効活用し、沖縄県における売却が見込まれる土地を仕入れる予定であります。各物件ともに概ね土地の仕入れから1年以内には売却を見込んでおり、約10～15%程度の売却益を見込んでおります。

各土地の取得は10%程度の手付金を支払い、その後2か月程度後に残代金の決済を行うことを想定しており、その他仲介手数料、登録免許税、取得税を含め4物件を1,142百万円にて取得することを予定しております。そのため新株式による調達資金のうち、1,046百万円を充当する予定であり、不足分は手元現金による充当を予定しております。

なお、当該4物件につきましては、本件開示時点では手付契約を締結して

おりませんが、売り手側代理人と当社代理人との間で折衝を進めており、取得相手先（地主）とは、現時点では口頭による売却意思を確認済みであります。従いまして、現時点での取得は確定しているものではありませんが、本件増資が認められ次第手続きを進められる状態にあるため、具体的な資金使途としてあげております。また、万が一当該4物件のすべて又はいずれかが取得できない場合には、他の物件（沖縄地区の住居用（主に戸建住居のための）土地）を取得いたします。

<物件の概要>

物件①

所在地	沖縄県豊見城市根差部
土地面積	約200坪
取得予定時期	2022年3月
用途	戸建て用地として戸建て建設及び販売業者へ販売を想定

物件②

所在地	沖縄県国頭郡金武町
土地面積	約2,400坪
取得予定時期	2022年4月
用途	開発許可取得後、許可付きの素地として戸建て建設及び販売業者へ販売を想定

物件③

所在地	沖縄県沖縄市胡屋
土地面積	約1,700坪
取得予定時期	2022年3月
用途	開発許可取得し、造成工事を完了させて、事業用地として建設及び販売業者へ販売を想定

物件④

所在地	沖縄県うるま市具志川
土地面積	約1,900坪
取得予定時期	2022年3月
用途	開発許可取得後、位置指定道路を取り付けた上、事業用地として建設及び販売業者へ販売を想定

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式の発行に加え、第3号議案でご審議頂く本新株予約権の発行が認められる場合には、既存株主に対して最大で209.96%（議決権比率ベースで209.98%）

の大規模な希薄化を招くこととなりますが、本新株式の発行により調達した資金は、既存事業である不動産賃貸事業の事業拡大による新たな収益の獲得に貢献できると考えております。

したがって、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」記載の資金に充当し、当社のコアビジネスである不動産事業への集中及び有利子負債の圧縮により、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては、当社の企業価値及び既存株主の株式価値に寄与するものであることから、合理的であると判断いたしました。

5. 本新株発行の発行条件等の合理性

(1) 振込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

①本新株式

当社は、各割当予定先との間で、第三者割当により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、払込金額を1株当たり45円に決定いたしました。本新株式の払込金額を1株当たり45円に決定した経緯は以下となります。

当社は、取締役会において、当該発行価額による本新株式の発行について審議を行い、当社グループが、本新株式を発行する必要性について、

- ・本新株式の発行を含む本第三者割当は、コア事業と位置付けられる不動産事業への集中によって新たな収益を獲得するために必要であり、本第三者割当が当社グループの企業価値及び既存株主価値の向上に資すると考えられること

- ・当社の負債を圧縮し、支払利息を低減することで財務基盤が強化され、対外的信用力の改善が見込めること

などの理由から、2021年10月中旬の当社取締役会では、これらの状況を総合的に勘案して発行価格について審議を行い、当社取締役会で審議した当社の意向を打診したところ、割当予定先であるアクセスアジア株式会社（所在地：埼玉県戸田市喜沢南二丁目6番28号 代表者：代表取締役 山本 永海 以下「アクセスアジア」といいます。）及び株式会社エム・クレド（所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表者：代表取締役 笠間 努 以下「エム・クレド」といいます。）両社から、当社グループの財務状況から鑑みると割高感があり、当社グループの株価水準が、2021年8月以前の1年間においては39円から57円を推移、2021年8月以前の6ヶ月においては46円から52円を推移、2021年8月以前の3ヶ月においては45円から50円を推移していたものの、2021年9月中旬より業績予想修正等の特段の事象を伴うことなく急騰していること、このように上述の当社普通株式の動向が当時の市場価格（10月15日終値111円）とは相当乖離していることから、市場株価を基準とするのではなく第三者が客観的算定した当社株価を基準として協議したいとの強い要望を受けました。

当社としましても市場株価を基礎とした発行価額の採用を打診していましたが、相当額の本新株式の引受を行っていただく前提であることから、割当予定先の要望も考慮すべきと判断し、市場株価以外にも株式価値の一般的な公正価値評価の算定手法であるDCF法並びに類似会社比較法を検討するにあたり、第三者算定機関に当社の株価算定を依頼いたしました。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、TFAに本新株式の算定を依頼し株式価値算定書入手しております。

TFAは、当社普通株式1株当たりの株式価値について、類似会社比較法及びDCF法の2つの算定手法それぞれの株式価値を算定することで、当社の株式価値の範囲を算出しております。

類似会社比較法では、2021年12月6日を基準日として、EV/EBITDA倍率、PER倍率及びPBR倍率により24円～42円と算定しております。

DCF法につきましては、当社が提供した事業計画（予測期間：1年間）に基づき、2021年9月30日を基準日として、当社普通株式1株当たりの株式価値を50円と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下10%程度）として、45円～55円と算定しております。同報告書では、これらの2つの算定方法により、当社の株式価値を24円～55円と算定しており、本新株式の発行価額45円はこの範囲内となっております。なお、当社の主力事業になる不動産関連事業は市況環境ならびに不動産の需給関係に大きく影響を受けることから、3～5年間といった中長期の計画は予測の見通しの面で蓋然性が低いため当社も中長期の予測は困難であることから、予測期間を1年間以上の計画を作成していないことから、当該事業計画を基礎として算定を行っております。

その後、TFAから提出を受けた株式価値算定書を参考に、割当予定先と協議した結果、割当予定先が2～3年程度先の将来獲得される営業利益に着目しているため、当社グループの事業計画を基にDCF法により算定された株価45円～55円のレンジ内の下限である45円で発行価額にしたいとの申し入れがありました。

当社としても、第76期（2021年9月期）決算においては営業利益335百万円を計上し、前年度（営業利益△929百万円）と比較しても業績の改善は見られるものの、当社が標榜する不動産事業を中心としたポートフォリオの構築もまだ中途であり、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載の通り早期に当該経営目標の達成のため、相当額の資金調達を行う必要があることから割当予定先の意向を踏まえ、合理的と判断できる発行価額を検討しました。

当社グループの業績は、第75期（2020年9月期）までは営業利益（△929百万円）と2期連続で営業赤字が継続したのちに、第76期（2021年9月期）第1四

半期決算短信における営業利益において317百万円と黒字化が達成できたにも関わらず、同期第1四半期決算短信開示日（2021年2月12日）以降、2021年2月12日終値（46円）とその後1ヶ月間（2021年2月15日～3月12日）の終値平均（49.42円）、3ヵ月間（2021年2月15日～5月14日）の終値平均（48.25円）を比較した結果、1ヶ月平均では7.43%、3ヵ月平均では4.89%の上昇幅と、市場株価の趨勢を見てもその後の市場株価が特段大きな反応をしていないことから、必ずしも当社グループの業績を市場株価が反映していない可能性もあることから、当社グループのキャッシュ・フローを基礎とした算定手法にも一定の妥当性があると判断いたしました。

なお、T F Aから提出を受けた株式価値算定書において、類似会社比較法では、2021年12月6日を基準日として、EV/EBITDA倍率、PER倍率及びPBR倍率により24円～42円、DCF法により算定された株価45円～55円となっており、両算定手法の中央値である39.5円よりも高値であり、当社グループの事業計画を基にDCF法により算定された株価50円を採用した場合においても、10%以内のディスカウントと1株当たり45円とすることは、市場株価よりも下回る価格であり、有利発行となるものの、T F Aから提出を受けた株式価値算定書の結果並びに割当予定先の意向を総合的に勘案し、45円に決定いたしました。

当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2021年12月6日の当社普通株式の終値69円から34.78%のディスカウント、当該直近営業日までの1ヵ月間の終値平均である88.10円から48.92%のディスカウント、当該直近営業日までの3ヵ月間の終値平均である85.23円から47.20%のディスカウント、当該直近営業日までの6ヵ月間の終値平均である66.24円から32.07%のディスカウントとなっております。

なお、当社普通株式の終値は、先述のとおり2021年8月以前の1年間においては、39円から57円を推移しており、かかる価格からしますと当該発行価額は、15.4%のプレミアム～21.1%のディスカウントに留まるものです。

本新株式の発行価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に照らせば、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当する恐れがあることから、既存株主の皆様のご意思を確認するためにも、当社は本株主総会において、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1株当たりの払込金額を45円として、第三者割当による本新株式の発行を行うことといたしました。

なお、2021年12月7日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員3名全員（うち社外取締役である監査等委員の数：3名）からT F Aは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株式の価額算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株

式の発行については、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1株当たりの払込金額を45円とすることは、相当である旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第2号議案のご承認により本新株式の発行を行った場合の増加する株式数及び第3号議案のご承認により本新株予約権の発行を行った場合に係る潜在株式数は、それぞれ90,000,000株（議決権数900,000個）及び60,000,000株（議決権数600,000個）の合計150,000,000株（議決権数1,500,000個）となり、2021年12月7日現在の発行済株式総数71,442,851株（議決権数714,370個）に対して、本新株式の発行により125.97%（議決権比率125.99%）、本新株予約権の発行により83.98%（議決権比率83.99%）の合計209.96%（議決権比率209.98%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の皆様の意味確認を実施することとし、本株主総会に付議することと致しました。また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数150,000,000株を行使期間である2年間（245日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量は306,122株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高3,457,826株の8.85%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して、本新株予約権の行使及び融資元への返済を行うため、市場動向を勘案し場合によっては比較的短期に売却する可能性あるものの、短期保有を目的とするものではないことについて書面で確認しており、かつ、万一当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。従いまして、本新株式及び本新株予約権による発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しています。

6. 割当先選定の理由等

(1) 割当予定先の概要 (2021年12月7日現在)

アクセスアジア株式会社

① 名称	アクセスアジア株式会社		
② 所在地	埼玉県戸田市喜沢南二丁目6番28号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 山本 永海		
④ 事業内容	投資業		
⑤ 資本金	1億円 (2021年10月31日現在)		
⑥ 設立年月日	2009年1月22日		
⑦ 発行済株式数	10万株 (2021年10月31日現在)		
⑧ 決算期	3月		
⑨ 従業員数	0名 (2021年10月31日現在)		
⑩ 主要取引先	一般法人		
⑪ 主要取引銀行	三菱UFJ銀行、三井住友銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	山本 永海 100.00% (2021年10月31日現在)		
⑬ 当社との関係等	資本関係	当社の第一順位の株主として、2021年10月19日時点における同社の当社普通株式の持株比率は16.17%であります。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 千円)			
決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
純資産	62,646	91,846	91,335
総資産	382,502	371,200	370,689
1株当たり純資産 (円)	626.46	918.46	913.35
売上高	18,764	35,954	0
営業利益又は営業損失(△)	4,214	29,482	△330
経常利益又は経常損失(△)	4,214	31,132	△330
当期純利益又は当期純損失(△)	12,600	29,200	△510
1株当たり当期純利益 (円)	126	292	△5.1
1株当たり配当金 (円)	—	—	—

株式会社エム・クレド

① 名称	株式会社エム・クレド		
② 所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 笠間 努		
④ 事業内容	アセットマネジメント業等		
⑤ 資本金	1億円(2021年10月31日現在)		
⑥ 設立年月日	1987年4月18日		
⑦ 発行済株式数	2,000株(2021年10月31日現在)		
⑧ 決算期	3月		
⑨ 従業員数	8名(2021年10月31日現在)		
⑩ 主要取引先	一般法人		
⑪ 主要取引銀行	三菱UFJ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社インターリコム 100.00% (2021年10月31日現在)		
⑬ 当社との関係等	資本関係	2021年9月30日基準日の株主名簿 2021年10月15日付変更報告書により 同社が当社株式2,647千株(持株 比率4.01%)を保有していること を確認しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:千円)			
決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
純資産	△37,760,895	△37,490,645	△36,927,778
総資産	5,822,767	6,017,584	6,554,721
1株当たり純資産(円)	△18,880,447	△18,745,322	△18,463,889
売上高	309,827	457,583	304,165
営業利益	124,570	316,437	172,260
経常利益	176,171	217,010	215,953
当期純利益	189,319	270,250	562,867
1株当たり当期純利益(円)	94,659	135,125	281,433
1株当たり配当金(円)	—	—	—

注) 当社は、割当予定先並びに割当予定先の融資元（以下、「割当予定先等」といいます。）、法人である場合にはその役員及び主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（所在地：東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役：羽田寿次）から受領した報告書にて確認しております。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、割当予定先等が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当該報告書並びに割当予定先等への訪問等により、当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は本資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の経営方針・経営戦略、資金需要、資金調達の時期、及び当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、不動産事業への経営資源の集中、不動産事業を中心とした事業体制への移行を早期に実行すべく、できるだけ早期に割当予定先を選定すべく模索を続けてまいりました。

各割当予定先の選定に関する経緯及び理由については以下のとおりです。

① アクセスアジア株式会社

アクセスアジアは、当社の主要株主であり、筆頭株主である投資会社です。同社は、2021年10月13日付で普濟堂株式会社（所在地：東京都中央区築地七丁目11番5号、代表者：代表取締役 黄 桃梅）（以下、「普濟堂」といいます。）が当社株式を全て売却したため当社の筆頭株主となっております。

2021年10月上旬頃、当社の一時的な運転資金の補填のため、融資の打診を当社代表取締役会長である松沢淳からアクセスアジア代表取締役である山本永海氏に対し行いました。融資については了承いただき、アクセスアジアとの間で2021年10月29日付「金銭消費貸借契約書」に基づき11月5日に同社から5億円の融資を受けています。また、同社においては筆頭株主として当社グループの経営方針や戦略を十分に理解いただいていることから、2021年10月中旬頃に当社グループの事業方針である不動産関連事業の強化・拡大のため、NC社の完全子会社化に向けた資金、NSグループの追加取得代金、不動産関連事業の事業資金といった資金ニーズが生じているため、大規模な資金調達の必要性を松沢淳より説明し、当社より第三者割当による新株式及び新株予約権の引受を打診したところ、純投資目的であることを確認し、かつ、当社の資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご理解いただいたことから、2021年10月下旬に割当予定先として選定いたしました。

② 株式会社エム・クレド

エム・クレドは、当社の大株主である資産運用会社です。同社は、2021年10月13日に提出された普濟堂による変更報告書及びエム・クレドによる大量保有報告書に鑑みますと、2021年10月6日及び10月8日に普濟堂からの株式譲渡を受けたことにより当社大株主となっています。

2021年10月中旬頃、当社グループの事業方針である不動産関連事業の強化・拡大のため、NC社の完全子会社化に向けた資金、NSグループの追加取得代金、不動産関連事業の事業資金といった資金ニーズが生じているため、当社代表取締役会長である松沢淳からエム・クレド代表取締役である笠間努氏に対し、新株式及び新株予約権の引受を打診したところ、純投資目的であることを確認し、かつ、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時節、当社の状況をご理解いただけたことから、2021年10月下旬に割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本株式の割当予定先2社は、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる当社普通株式につきましても、短期保有を目的とするものではありませんが、本新株予約権の行使及び融資金への返済を行うため、市場動向を勘案し、場合によっては比較的短期に売却する可能性もございます。以上の方針については、割当予定先2社より書面で確認しております。なお、当社は、各割当予定先から、払込期日から2年以内に本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の発行にかかる払込み及び権利行使にかかる払込みに要する資金の十分性について、各割当予定先より確認しております。

(5) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

第3号議案 第三者割当による新株予約権を発行する件

当社は、第2号議案でもご説明させていただきました資金需要に迅速に対応し、また、財務体質を強化することを目的として、下記の要領にて第三者割当の方法により新株予約権600,000個（以下「本新予約権」といいます。）を発行する旨、2021年12月7日開催の当社取締役会にて決議いたしました。かかる本新株予約権の払込金額は、会社法第238条第3項第2号の定める特に有利な金額であると考えられますので、株主の皆様にお諮りするものです。

本第3号議案の承認可決には、会社法第309条第2項及び弊社定款第15条第2項の定めに基づき、特別決議であることが必要です。

本第3号議案は、第2号議案と一体の資金調達ですので、第2号議案の承認可決を効力発生の停止条件とします。

また、本第3号議案と、第2号議案の双方が承認可決されました場合には、25%以上の大規模な希薄化が生じます。そのため、本第3号議案は、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に基づく株主の皆様の意思確認を兼ねる趣旨がございます点、併せて説明させて頂くものです。

1. 募集の概要

＜本新株予約権の募集の概要＞

(1) 割当日	2022年1月14日（金）
(2) 新株予約権の総数	600,000個
(3) 払込金額（発行価額）	1個につき153円（1株につき1.53円）
(4) 当該発行による潜在株式数	60,000,000株（1個につき100株）
(5) 資金調達の額	3,571,800,000円 （内訳） ・新株予約権発行分 91,800,000円 ・新株予約権行使分 3,480,000,000円
(6) 行使価額	1株につき58円
(7) 行使期間	2022年1月14日～2024年1月12日
(8) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 アクセスアジア株式会社 475,000個 株式会社エム・クレド 125,000個

(9)その他	<p>① 取得条項（買取請求権） 本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することができます。</p> <p>② その他 上記各号については、本株主総会において、本第三者割当による募集新株予約権の発行が承認されること並びに金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、「6. 第三者割当による本新株予約権の内容」をご参照ください。</p>
--------	---

(注) 1. 資金調達の額は、新株予約権の発行価額の総額(91,800,000円)に、全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合に行使に際して払い込むべき金額の総額(3,480,000,000円)を合算した金額となります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、上記金額は減少します。

2. 割当予定先の概要等

割当予定額の概要、選定理由等については、第2号議案「6. 割当先選定の理由等 (1) 割当予定先の概要」「同(2)割当予定先の選定理由」「同(4)割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容」「同(5)株式貸借に関する契約」と同様であります。

<割当予定先の本新株予約権に関する保有方針について>

本新株予約権の割当予定先2社は、純投資を目的としております。また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましても、短期保有を目的とするものでありませんが、本新株予約権の行使及び融資元への返済を行うため、市場動向を勘案し、場合によっては比較的短期に売却する可能性もございます。以上の方針については、割当予定先2社より、書面で確認しております。割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を行う場合には、本割当契約に基づき、当社取締役会における承認を要するものとしております。割当予定先2社がかかる本新株予約権の譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等の関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

3. 募集の目的及び理由

第2号議案「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的及び(2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達を選択した理由」と同様であります。

＜本新株予約権の特徴について＞

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCBやMSワラントと比較して、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性及び既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は58円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、一定の条件が満たされた場合、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、必要であると考えております。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、当社と割当予定先とで締結する割当契約書（以下、「本割当契約」といいます。）における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に

譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されており、ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期等

(1) 調達する資金の額については、第2号議案「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額 (本議案でご審議頂く本新株式の発行によるものと、第3号議案に基づく本新株予約権の発行後、行使された結果によるものと、併せて)」同様であります。

(2) 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
①不動産取得資金	3,431	2022年1月～2024年1月

注1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。

2. 今後、当社グループを取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の用途又は支出予定時期を変更する可能性があります。資金の用途又は金額又は支出予定時期に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本新株予約権の発行により調達される手取金の用途の具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

当社は、第2号議案「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」記載の沖縄県の4物件以外にもこうした建設及び販売業者への売却を想定する案件をNC社とともに取り組んでまいります。また、NC社との連携により、活用の難しい不動産等も低い資産価値の状態で購入を実施し、権利調整後に売却するといった売却までの期間が3年以内の比較的短期間の売買を中心としたリアルエステート事業を展開していく予定であります。新株予約権による本第三者割当にて調達した資金のうち、2022年中に取得予定の神奈川県内の戸建て用地取得資金及び2024年引渡予定の東京都内のマンション開発用地取得資金として、3,431百万円を当該資金用途に充当することと致しました。

なお、当該事業につきましては、現時点では戸建用地498百万円、マンション開発用地2,060百万円を想定しており、いずれも相当程度具体的で実現可能性も高い案件であります。新株予約権の行使状況に応じて、取得時期及び開発物件には変更が生じる可能性があります。そのため、新株予約権行使による資金との差額は、取得及び開発スケジュールの延長や今後の価格変動リスクに備えたバッファ―又は追加物件の取得費用に充当する予定であります。

(3) 資金使途の合理性について

資金使途の合理性については第2号議案「4. 資金使途の合理性に関する考え方」と同様です。

5. 発行条件等について

(1) 振込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるTFAに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(2021年12月6日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、リスクフリーレート($\Delta 0.117\%$)、ボラティリティ(61.83%)、クレジット・コスト(25.66%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2022年1月14日から2024年1月12日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を153円(1株当たり1.53円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金153円(1株当たり1.53円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2021年12月6日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値である69円から15.94%ディスカウントした58円といたしました。

本新株予約権の行使価額を15.94%ディスカウントした58円とした理由としては、当社並びに割当予定先であるアクセスアジア及びエム・クレドが一堂に会

した会議の場においてアクセスアジア及びエム・クレド両社より、行使までは資金拠出を伴わないという新株予約権の性質上、新株式の発行価額を上回ることとは了承のうえ、一定期間の終値平均株価を勘案したディスカウントのリクエストがありました。割当予定先であるアクセスアジア及びエム・クレドは相当額の本新株式の引受を行っていただくことから、当社取締役会で検討したところ、第2号議案「5. 本新株発行の発行条件等の合理性」にて記載のとおり2021年9月下旬より当社株価が高騰しており、既存株主の高い期待感が反映されている恐れがあることから、直近の株価を行使価額として採用するのではなく、各割当先との打診を行った本年10月下旬以前の当社の6か月間の終値平均株価（58.50円）を基礎として交渉を行ったところ、各割当予定先より近似する58円を行使価額とすることで了承をいただきました。

なお、本新株予約権の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である69円から15.94%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である88.10円から34.17%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である85.23円から31.95%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である66.24円から12.44%のディスカウントとなっております。

なお、当社普通株式の終値は、先述のとおり2021年8月以前の1年間においては、39円から57円を推移しており、かかる価格からしますと当該発行価額は、1.75%~48.72%のプレミアムとなります。

なお、2021年12月7日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員3名全員（うち社外取締役である監査等委員の数：3名）からTF Aは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないとの意見についても一定程度理解できるものの、行使価格を取締役会決議日の直前取引日の終値である69円より15.94%ディスカウントしていること等を踏まえると、払込金額についても有利な金額による発行に該当する可能性も否めない旨の意見が述べられております。

そこで当社としては、保守的に判断し、本新株予約権の払込金額は、会社法第238条第3項第2号に定める特に有利な金額による発行に該当する恐れがあることから、既存株主の皆様のご意思を確認するためにも、当社は本株主総会において、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、本新株予約権の発行を行うことといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第2号議案「5. 発行条件等の合理性及び(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」と同様であります。

6. 第三者割当による本新株予約権の内容

以下発行要項のとおり。

【第6回新株予約権の発行要項】

1. 新株予約権の名称 株式会社アジアゲートホールディングス第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 91,800,000円
3. 申込期日 2022年1月14日
4. 割当日及び払込期日 2022年1月14日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。
アクセスアジア株式会社 475,000個
株式会社エム・クレド 125,000個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は60,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項

を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 600,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1個につき金153円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たり金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金58円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交

付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- ⑤ 本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2022年1月14日から2024年1月12日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により当該取得日に残存する本新株予約権を、取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、

取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を、取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社の承認を要しない。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び

資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第20項の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

東京都港区赤坂五丁目3番1号

株式会社アジアゲートホールディングス 管理本部

21. 払込取扱場所

東京都港区新橋二丁目12番11号

株式会社三菱UFJ銀行 浜松町支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を153円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、58円とした。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、2021年12月30日開催予定の当社定時株主総会において第三者割当による新株予約権発行に関する議案が承認されること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">まつ ざわ あつし 松 沢 淳 (1965年6月9日生)</p>	<p>1989年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入社 2004年8月 株式会社エム・ビー・テクノロジーズ (現 アセンテック株式会社) 入社 2005年10月 同社取締役 2008年2月 フットワークエクスプレス株式会社 (現 トールエクスプレスジャパン株式会社) 入社 2009年9月 同社取締役 2017年9月 ラオックス株式会社入社 2018年1月 株式会社エス・イー・ビー取締役 2018年10月 すみれパートナーズ株式会社代表取締役 2019年6月 株式会社廣濟堂社外取締役 2019年7月 当社代表取締役社長（就任） 2020年4月 株式会社AGNSアセットマネジメント (現 株式会社NSアセットマネジメント) 代表取締役（現任） 2020年7月 株式会社NSインシュアランス代表取締役 (現任) 2020年12月 当社代表取締役会長（現任） 2021年10月 NC MAX WORLD 株式会社 取締役 [重要な兼職の状況] 株式会社NSアセットマネジメント代表取締役 株式会社NSインシュアランス代表取締役 NC MAX WORLD 株式会社 取締役</p>	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	た の だい ち 田 野 大 地 (1970年2月10日生)	1999年10月 スリーブログループ (現 ギグワークス株式会社) 入社 2006年9月 株式会社ビーアイジエグループ (現 株式会社エム・エイチ・グループ) 執行役員 ラッシュネットワーク株式会社 取締役 2007年9月 株式会社S J ホールディングス (現 株式会社CAICA DIGITAL) 入社 2012年9月 SJI (Hong Kong) Limited 董事 2015年10月 ラオックス株式会社入社 2017年10月 株式会社木下グループホールディングス入社 2017年11月 株式会社木下福祉アカデミー代表取締役 2018年5月 株式会社トランク 取締役COO 2019年10月 株式会社アジアゲートホールディングス入社 I R推進室室長 (現任) 2021年10月 NC MAX WORLD 株式会社 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] NC MAX WORLD 株式会社 取締役	一株
3	さい とう けん じ 齋 藤 顕 次 (1963年12月16日生)	1987年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年1月 山田建設株式会社入社 2005年10月 株式会社アースリー 取締役 2011年2月 株式会社Webplus Japan代表取締役 (現任) 2013年3月 株式会社PAX創研 (現 株式会社メトロス開発) 代表取締役 2015年4月 石山Gateway Holdings株式会社 執行役員 2016年6月 燦キャピタルマネージメント株式会社 取締役 2017年3月 SGPEジャパン株式会社 代表取締役 2017年3月 SUN BIOMASS, PTE. LTD Director 2020年8月 ルイ・コーポレーション株式会社 入社 [重要な兼職の状況] 株式会社WebplusJapan代表取締役	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	ふし み やす はる 伏見泰治 (1950年8月4日生) 在任年数 1年	1974年4月 大蔵省(現 財務省) 入省 1995年6月 同省主税局総務課長 2002年4月 常石造船株式会社監査役 2004年4月 同社代表取締役会長 2006年10月 ライフネット生命保険株式会社監査役 2007年1月 ツネイシホールディングス株式会社代表取締役会長 2012年1月 同社代表取締役会長兼社長 2016年1月 同社特別顧問(現任) 2018年5月 株式会社乃村工藝社監査役(現任) 2020年12月 当社 取締役(就任) [重要な兼職の状況] ツネイシホールディングス株式会社特別顧問 株式会社乃村工藝社監査役	一株
5	はい ぼら しげ ゆき 埴原茂幸 (1955年9月27日生)	1975年10月 警視庁入庁 2016年3月 警視庁 警視 2016年3月 警視庁再任用 2016年4月 株式会社整理回収機構入社 [重要な兼職の状況] なし	一株
6	き た ひで お 木多秀夫 (1957年10月22日生)	1983年9月 株式会社INGエンタープライズ 代表取締役 1992年9月 株式会社共立メンテナンス入社 1997年4月 株式会社共立メンテナンス 執行役員 2004年1月 株式会社ユービーマナージメント 代表取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ユービーマナージメント代表取締役	一株

- ※1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者伏見泰治氏、埴原茂幸氏及び木多秀夫氏は、社外取締役候補者であります。また、伏見泰治氏、埴原茂幸氏及び木多秀夫氏3名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外取締役各氏の選任が承認された場合、当社は同3名を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 取締役候補者伏見泰治氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続すると共に、新たに埴原茂幸氏及び木多秀夫氏の選任が承諾された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 伏見泰治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、他社において直接経営に関与された経験を有しており、これまで培ってきた豊富な経験等

により客観的な立場から当社の経営に適切な助言をいただくため、同氏を社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

5. 埴原茂幸氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、当社の企業理念及び社会的使命に共感して頂けるとともに、同氏の警察機関における豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 木多秀夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、当社の企業理念及び社会的使命に共感して頂けるとともに、同氏の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
7. 当社は役員賠償等責任保険を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。全ての取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期中に更新することを予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふじもと いちろう 藤 本 一 郎 (1975年11月16日生) 在任年数 2年	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシエイト 2006年9月 Squire Sanders (現 Squire PattonBoggs ロサンゼルス事務所 客員弁護士 2007年9月 上海上海兆辰匯亞律師事務所 (現 上海上海瀾亭律師事務所) 客員弁護士 2007年9月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 (現任) 2019年12月 当社 取締役 (就任) 〔重要な兼職の状況〕 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 一般財団法人中辻創智社 理事 深圳鑫金浪電子有限公司 副董事長 同志社大学法科大学院 客員教授 扶和ドローン株式会社 監査役 神戸大学法科大学院 非常勤講師	一株
2	やまもと こういち 山 本 光 一 (1953年7月15日生)	1978年4月 東京国税局入局 1978年7月 葛飾税務署 1982年7月 下谷税務署 1985年7月 東京国税局 1988年7月 日本橋税務署 1991年7月 東京国税局 1994年7月 麹町税務署 1997年7月 四谷税務署 2000年7月 玉川税務署 2004年7月 渋谷税務署 2005年8月 税理士登録 2006年6月 東京税理士会東村山支部法対策委員就任 2008年4月 山本光一国際会計事務所 所長 (現任) 2009年6月 東京税理士会四谷支部法対策委員就任 2015年6月 東京税理士会四谷支部研修委員就任 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 山本光一国際会計事務所 所長	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	ふじたに あきお 藤谷 彰 男 (1950年7月8日生)	1976年11月 桜ヶ丘司法書士事務所 (現 ふじたに司法書士事務所) 開設 所長 (現任) 2019年12月 NC MAX WORLD 株式会社 監査役 (現任) [重要な兼職の状況] ふじたに司法書士事務所 所長 NC MAX WORLD 株式会社 監査役	一株

- ※ 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤本一郎氏、山本光一氏及び藤谷彰男氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。また、監査等委員の藤本一郎氏との間で会社法423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続すると共に、新たに、山本光一氏及び藤谷彰男氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 藤本一郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、同氏の長年にわたる法律家としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門的見地から、経営と独立した立場において取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 山本光一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、国税専門官及び税理士としての豊かな専門知識と豊富な経験を活かし、会計及び税務に関する精通した知見を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮いただけるものと判断していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 藤谷彰男氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、1983年より司法書士事務所を開設し、長年にわたる司法書士としての職歴と監査役としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、企業における上場準備、組織再編、M&A等企業法務に関する業務を専門としており、当該分野における豊富な経験と見識を有しております。これらの経験及び実績を活かし公正かつ透明性の高い判断が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、役員賠償等責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の監査等委員が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。全ての監査等委員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人RSM清和監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の決定を得ております。
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	フロンティア監査法人
主たる事務所の所在地	東京都品川区西五反田2丁目25番3号
沿 革	2007年2月設立
概要	出資金 1,000万円 構成人員 代表社員 7名 職員 公認会計士22名（非常勤含む） その他 5名 監査対象の上場会社 8社

当社の監査等委員会がフロンティア監査法人を会計監査人候補者とした理由は、以下のとおりであります。

1. 大手及び中小監査法人での監査経験の豊富なメンバーで構成することにより、監査品質の維持及び向上が図られていると考えられるためであります。
2. 監査チームのメンバーは可能な限り固定しているため、当社における監査対応業務の効率化にも資すると判断したためであります。
3. 監査責任者である業務執行社員が企業に頻繁に往査し、各企業に対する理解を深め、経営及び会計上の課題について、経営者や経理部門と密に連絡をとることにより迅速な対応が実現できると判断したためであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目14番27号

国際新赤坂ビル東館 13階

TKP赤坂カンファレンスセンター ホール13C



会場まで

●地下鉄

赤坂駅（東京メトロ千代田線）5番a出口より徒歩1分

溜池山王駅（東京メトロ銀座線・南北線）10番出口より徒歩6分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。